

## 平成 22 年国勢調査 名古屋の町(大字)・丁目別人口について

この冊子の数値は、本市で集計した速報値であり、後日総務省から公表される数値とは異なる場合があります。

利用に際しては、以下の点にご留意ください。

### I 調査の目的

国勢調査は、国内の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。

調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 22 年国勢調査はその 19 回目で、いわゆる大規模調査に当たる。

### II 調査の時期

平成 22 年国勢調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

### III 調査の法的根拠

平成 22 年国勢調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

- ・国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)
- ・国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和 59 年総理府令第 24 号)

### IV 調査の地域

平成 22 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

### V 調査の対象

平成 22 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたっ

て住んでいるか、又は住むことになっている者を行い、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶  
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入った船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員やその家族を含む。)
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## VI 世帯の定義

この調査において「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。

なお、常住人口のない町（大字）及び丁目（小字）については表章せず、またがる学区数にも計上していない。

## VII 区及び学区

平成22年10月1日現在、本市の行政区は16区、学区（小学校の通学区域）は265学区ある。ただし、中村区ほか小学校の通学区域については、旧本陣、則武、亀島の各小学校の通学区域に分けて表章し、同笹島小学校の通学区域については、旧新明、六反の各小学校の通学区域に分けて表章している。また、中区は国勢統計区の区域を用いている。

【本市の行政区】



## VIII 町（大字）及び丁目（小字）

「第3表 学区別、町・丁目別の世帯数と人口」において、1つの町（大字）及び丁目（小字）が2つ以上の学区にまたがっている場合は、それぞれの学区で表章するとともに、当該町（大字）及び丁目（小字）名の前にまたがっている学区数を②、③等の数字で示してある。

参考 区別の世帯数と人口

平成22年10月1日現在

区	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1世帯 当たり 人員 (人)	人口 密度 (人/km <sup>2</sup> )	平成17年 国勢調査 世帯数 (世帯)	世帯数 増減率 (%)	平成17年 国勢調査 人口 (人)	人口 増減率 (%)
全 市	326.43	1,021,302	2,263,907	2.22	6,935	955,851	6.8	2,215,062	2.2
千 種 区	18.23	80,479	159,742	1.98	8,763	74,450	8.1	153,118	4.3
東 区	7.70	38,598	73,145	1.90	9,499	33,659	14.7	68,485	6.8
北 区	17.55	74,657	165,831	2.22	9,449	71,782	4.0	166,441	-0.4
西 区	17.89	66,132	145,088	2.19	8,110	62,008	6.7	143,104	1.4
中 村 区	16.31	68,890	136,224	1.98	8,352	63,659	8.2	134,576	1.2
中 区	9.38	49,961	78,368	1.57	8,355	41,558	20.2	70,738	10.8
昭 和 区	10.94	53,711	105,582	1.97	9,651	51,538	4.2	105,001	0.6
瑞 穂 区	11.23	47,847	105,079	2.20	9,357	46,490	2.9	105,358	-0.3
熱 田 区	8.13	30,083	64,726	2.15	7,961	28,211	6.6	63,608	1.8
中 川 区	32.03	92,614	221,653	2.39	6,920	85,371	8.5	215,809	2.7
港 区	45.69	59,326	149,107	2.51	3,263	58,687	1.1	151,872	-1.8
南 区	18.46	61,683	141,385	2.29	7,659	59,803	3.1	143,973	-1.8
守 山 区	33.99	67,096	168,627	2.51	4,961	61,978	8.3	161,345	4.5
緑 区	37.84	87,664	229,721	2.62	6,071	79,702	10.0	216,545	6.1
名 東 区	19.44	71,905	161,087	2.24	8,286	68,219	5.4	157,125	2.5
天 白 区	21.62	70,656	158,542	2.24	7,333	68,736	2.8	157,964	0.4

注1) 面積は、国土交通省国土地理院「平成21年全国都道府県市区町村別面積調」による。ただし、緑・名東区は市外との境界未定があるため、「平成3年同面積調」を基礎とし、名東区については平成7年12月2日の天白区との区界変更及び平成19年10月1日の面積修正、緑区については平成16年10月9日の天白区との区界変更及び平成19年10月1日の面積修正について加減した。なお、全市はこれら各区の面積を合計したものである。

注2) 平成17年国勢調査世帯数及び人口は、平成17年10月1日現在の確定値による世帯数及び人口である。